

同朋という
大きな



輪・家族

で育てていきます

社会福祉法人同行会

保育所型認定こども園

同朋天神保育園

(0955) 41-1551

<https://www.dohotenjin-ns.jp/>



このしおりは今後改訂される可能性があります。改訂された場合、その都度お知らせいたします。(資料作成日：平成29年11月11日)

0. 施設の名称

これまでどおり「同朋天神保育園」のままです。

1. 認定こども園とは

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、幼児期の教育や保育を一体的に行う幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせもった施設「認定こども園」が創設されました。つまり、学校施設（幼稚園）と児童福祉施設（保育園）が合体した施設です。

ただ、同朋天神保育園はこれまで保育の中で教育にも取り組んできましたし、認定こども園に移行しても、保育の内容はこれまでと同じです。

2. 1号認定とは

保育園の入園対象は「保育に欠ける＝保護者が就労している」0歳児から2歳児（3号認定）、満3歳児から5歳児（2号認定）となっています。これに対し、幼稚園は保護者の就労に関係なく満3歳（3歳になった月）から5歳児（1号認定）です。認定こども園は保育園と幼稚園が合わさった施設であるため、すべての子供をお預かりすることができます。

【例】1号認定の児童

- ①保護者が就労していない場合
- ②2号認定であっても、保育時間に対応でき、料金が割安になる場合

3. 1号認定の教育時間

1号認定の教育（保育）時間は最大8時間のうち各施設で定めることができ、8:30～13:30や9:00～15:00の園もあるようです。

同朋天神保育園では、午前中だけではなく、給食時間や午後の時間、おやつ時間、お帰りのお集まりまでが教育であると考え、8:30～16:30とします。延長保育は別料金となり、①8:00～8:30、②16:30～18:00、③7:59以前・18:01以降、で設定します。

また、教育の観点から土曜日休み、夏休み（8/12～8/16）、冬休み（12/29～1/4）、春休み（4/1～入園式前日）があります。



4. 保育料について

住民票のある市町で定められた料金となります。 ※別表参照
また、その他費用は以下のとおりです。

1号認定 平日 8:30-16:30 土・日・祝日:休み 夏休み:8/12-16 冬休み:12/29-1/4 春休み:4/1-2 ※土曜が行事の時は、無料でご参加ください	必須 ○給食費（おやつ含む） 1か月 4,000円 ○その他（絵本、パン代等） 1か月 1,000円程度（※1）
	選択 ○延長料金（2号短時間も同じ） ・8:00-8:30 1日 200円 1か月 1,500円 ・16:30-18:00 1日 300円 1か月 3,000円 ・8:00以前、18:00以降 30分 300円 ・休み期間のご利用は半日 1,500円、1日 2,500円の一時預りとなります。
2号・3号認定 平日・土曜日 7:00-19:00 （短時間認定） 8:30-16:30 日曜・祝日:休み 閉園:12/29-1/3	必須 ○その他（絵本、パン代等） 1か月 1,000円程度（※1）
	選択 ○延長料金（標準時間） ・7:00以前、19:00以降 30分 300円

（※1）保護者会費は含めていません。

◆保育料と延長保育料等のイメージ

◎1号認定

7:00	8:00	8:30	16:30	18:00	19:00
延長保育 300/30分	預り保育①	市町が決定した保育料 +給食費	預り保育②	延長保育 300/30分	

給食費は給食の教育時間として必ずお願いします。給食無の弁当持参はご遠慮下さい。

土曜日、夏休み（8/12-16）、冬休み（12/29-1/4）、春休み 4/1-2 はお休み。

（預り保育①）1日 200円・1か月 1,500円（預り保育②）1日 300円1か月・3,000円

延長保育 300/30分	預り保育①	市町が決定した 保育料	預り保育②	延長保育 300/30分	
-----------------	-------	----------------	-------	-----------------	--

（預り保育①）1日 200円・1か月 1,500円（預り保育②）1日 300円1か月・3,000円

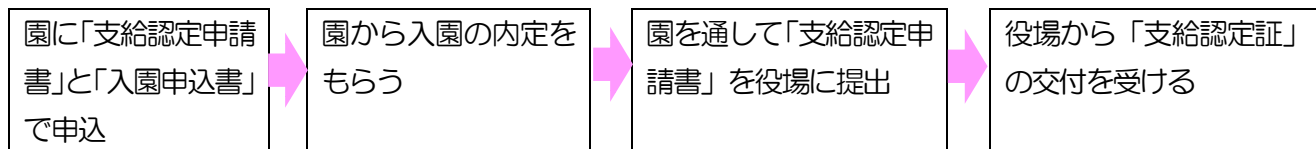
市町が決定した保育料	延長保育 無料
------------	------------

契約上、諸事情で欠席された場合、日割計算は致しません。入園時の日割り計算は致します。

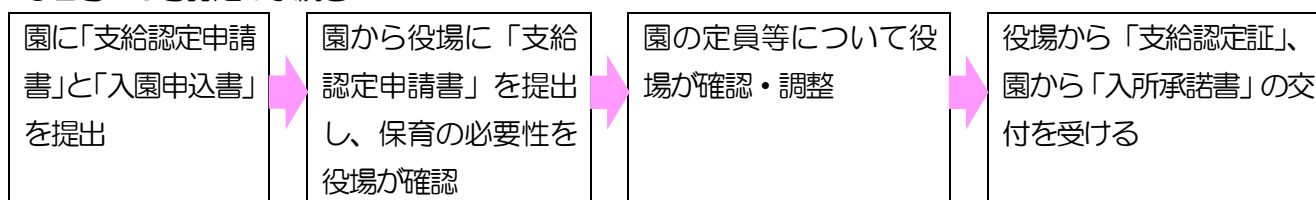


5. 入園手続きと保育料の支払

◎1号認定の手続き



◎2号・3号認定の手続き



◎契約先と保育料の支払先

施設分類	契約先	保育料の決定者	保育料の支払先
保育園	市町役所	市町役所	市町役所
認定こども園	こども園	市町役所	こども園

6. 定員

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	総計
1号				5名	5名	5名	15名	110名
2・3号	12名	16名	20名	15名	16名	16名	95名	

定員はこれまでと同じ110名を予定しています。なお、部屋面積と保育士の数にもよりますが、最大で120%（132名）まで可能です。また、1号にも定員もありますが、在園児に対しては抽選等による選定は行いません。新年度に希望される方はすべて対応いたします。ただし、年度途中での1号への変更、途中入園は定員次第になります。

7. 多子軽減（兄弟姉妹がいる場合の保育料の軽減）

保育園では在籍している場合に限り2人目半額、3人目無料となっていますが、1人目が卒園すると2人目満額、3人目半額となります。これに対し、1号認定の場合は、小学校3年生までの兄弟がいる場合、二人目半額、三人目無料となります。就労の有無に関わらず、ご家庭生活環境に合わせて、ご利用いただくことも可能です。



◆多子軽減の考え方と例

2号・3号・・・1号～3号の人数で、1人目満額、2人目半額、3人目無料

1号・・・・・・・・満3歳～小3までの人数で、1人目満額、2人目半額、3人目無料

【例】①1人目、②2人目、③3人目としています。

①小3 ②小1 ③1号=無料	①小4 ②小2 ③1号=半額 (解説) 小3までの兄弟姉妹が一人のため、③は2人目扱い
①小3 ②1号=半額 ③3号=半額 (解説) ②が在籍していることから③は2人目として扱う	①小3 ②1号=半額 ③1号=無料 (解説) ただし、①小4になると、②1号=満額、③1号=半額

※1号では半額、無料であっても、給食費や延長保育をご利用の場合は別途費用負担が必要です。

8. まとめ

認定こども園での想定されるメリット、デメリットは以下のとおりです。

	メリット	デメリット
子供	・職員を余分に配置できるため、より手厚い保育が行き届く	特に想定していません
保護者	・育休中や求職中でも退園を強要されない ・兄弟姉妹の状況、就業・家庭環境により保育料が安くなる場合がある ・入園手続きで役場に行く必要がない	・口座引落になるため、残高不足や滞納の場合、リスクが大きくなるかもしれない ・延長保育料が高くなることもある
園	・職員を余分に配置できるため、各職員の業務負担軽減が図れる ・今後の地域に対する子育て支援(例:乳児訪問、放課後児童保育、園庭解放、ファミリーサポート等)を機動的に展開することができる	・事務負担が増える ・幼稚園教諭資格が求められる



9. 最後に

RESAS（地域経済分析システム）によると、2040年には有田町の人口は14,000人まで減少します。町内1学年200名前後の児童数も半分になるでしょう。グローバルで活躍する日本人を育成することも大切ですが、それはローカルあってこそではないでしょうか。少子化に歯止めをかけ、有田町、そして日本を未来につないでいくためにも、「子育てがしやすい、安心して預けることができる保育園」「子供を産み育てたいと思える地域づくり」を目指していきたいと考えています。社会は大きく変化しています。社会の変化に合わせて制度も変化します。こども園への移行は、「変わらないために変わる」がテーマです。子育ては親と子、祖父母と孫、地域と子が共に育ち合う共育です。変わってはいけないもの、それを守りながら、子育て文化を地域に広げるためにも、我々自身が進化していかなければいけない、そう考えます。

移行に当たり、保護者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けしますが、その都度問題解決に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

< 注 意 事 項 >

- ①新年度入園申し込み時点での1号認定の定員は設定しませんが、途中入園や途中変更での1号認定には定員を設定するため、1号での途中入園、1号への変更ができない場合があります。なお、1号への変更の予約は承りますが、月齢順とさせていただきます。
- ②保育料その他の費用は全て口座引落でお願いいたします。払込用紙でのお支払いの場合、金融機関によっては手数料をご負担いただく場合があります。
- ③残高不足により口座引落ができなかった場合、払込用紙での支払いとなります。その場合、手数料をご負担いただく場合がありますので、残高不足にはご注意ください。
- ④悪質な滞納の場合は、退園を申し付けることがあります。
- ⑤1号でも2号でも、そして3号でも同じ同朋天神保育園の児童達、保護者の皆様です。そこに時間と料金以外の違いはありません。「有田が住みよい町」となるためにも、児童達の一番のお手本となり、みんなで協力しながら、子育てを共有し、楽しく過ごせるよう、ご協力をお願い致します。

どんなことでもご相談ください。



【有田町】1号認定

(単位:円)

階層区分	定義		利用者負担額(保育料)月額	
			第1子	第2子
1	生活保護法による被保護世帯		0	0
2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
		その他の世帯	1,000	※0
3	市町村民税均等割のみの世帯	ひとり親世帯等	0	0
		その他の世帯	2,000	0
4	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	ひとり親世帯等	※2,000	※0
		その他の世帯	9,400	4,700
5	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下		13,800	6,900
6	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上		19,000	9,500

※詳細事項は省略しています。



【有田町】2号・3号認定

(単位:円)

階層区分		保育料(月額)				
		3歳以上(2号認定)		3歳未満(3号認定)		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	
2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯	0	0	0	0
		その他の世帯	4,000	4,000	6,000	6,000
3	市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯	0	0	0	0
		その他の世帯	5,000	5,000	7,000	7,000
4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯	※5,000	※5,000	※6,500	※6,500
		その他の世帯	13,000	12,800	15,000	14,800
5	1.市町村民税所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	※6,000	※6,000	※9,000	※9,000	
	2.市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	19,500	19,100	23,500	23,100	
	3.上記1および2.以外で、市町村民税所得割課税額 97,000円未満	19,500	19,100	23,500	23,100	
6	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	23,000	22,400	27,000	26,400	
7	市町村民税所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	26,000	25,400	36,000	35,400	
8	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 247,000円未満	29,000	28,100	41,000	40,100	
9	市町村民税所得割課税額 247,000円以上 301,000円未満	30,000	29,100	52,000	51,100	
10	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	31,000	29,800	56,000	54,800	
11	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	32,000	30,400	57,000	55,400	

※詳細事項は省略しています。